6月15日から　ふるさと柳川メール便の登録とふるさとへの思いをつなぐメールと寄付

ふるさとを大切にしたい。その思いを「ふるさと寄付金」というかたちでふるさとを応援することができます。あなたの友人や知人、親戚で、就職などのため柳川市から離れて遠くにいる人はいませんか。市外に住む人に柳川の出来事を電子メールでお知らせする「ふるさと柳川メール便」を始めます。また、柳川市での「ふるさと寄付金」の取り組みをお知らせします。

（写真はイメージです）

ふるさと柳川メール便

ふるさと柳川を身近に感じてもらい、ふるさとへの思いをつないでもらおうと、今柳川市外に住んでいる市出身者や市に縁のある人などへ、柳川の出来事を月2回（1日、15日）メールでお知らせします。お知らせするのは、「○○大会で柳川市の△△さんが優勝した」「有明海沿岸道路が部分開通した」などホッとする話題や、地域でしかわからない話題など、ちょっと知っておくと、盆や正月、柳川市に帰ってきたときに話が弾むような情報です。

●対象　市外在住で、市出身や市内に通学、通勤していたなど、市に縁がある人（団体は除く）

●登録開始日　6月15日（日）

●配信開始日　7月1日（火）

●登録方法　柳川市ホームページのトップページにある「ふるさと柳川メール便」のバナーをクリックすると、登録画面へ。メールアドレスや住所などを入力すると確認のためのメールが届きます。その指示に従って登録手続きを行うと登録完了です（登録完了の確認メールが届きます）。登録料は無料です。

新たな応援のかたち「ふるさと寄付金」

4月30日に国で地方税法が改正され、いわゆる「ふるさと納税」が導入されました。この導入で、ふるさと柳川を「ふるさと寄付金」というかたちで応援できます。

■寄付すると減税と会員証の特典

寄付した人には税法上の特典があります。個人住民税を納めている人が柳川市に寄付した場合、所得税と翌年度の個人住民税合わせて、5000円を超える寄付額分安くなります（限度あり。具体例は左ページ参照）。

また、5000円以上寄付した市外の人に「柳川ファンクラブ」会員証をプレゼント。柳川に帰ってきたときに、市の施設の割引などを受けることができます。

■子どもたちや文化などを守るために活用します

柳川市では寄付者が寄付金の活用法を次の5つから選ぶことができます。

■寄付金の申し込みから納付までの流れ

応援したい（寄付をしたい）人は、①寄付申出書を提出し、③自治体へ寄付金を納めます。

応援した（寄付した）人は、⑤確定申告をすると、⑦所得税と翌年度の住民税が5000円を超える寄付金分安くなります。

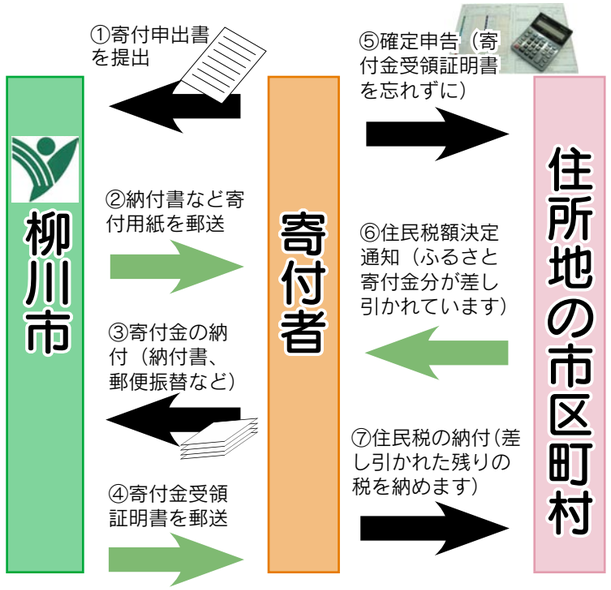

●地方公共団体への寄付の場合の寄付金控除の計算（具体例）

所得650万円　所得税の税率20％
住民税所得割額40万円の人が、A市に5万円を寄付した場合

所得税（所得控除）

5万円－5000円＝4万5000円（所得控除）

所得税への効果は、4万5000円×20％＝9000円･･･①

住民税（税額控除）

a（5万円－5000円）×10％＝4500円（基本控除）･･･②

b（5万円－5000円）×（90％－20％）＝3万1500円（特例控除）･･･③

bについては、住民税所得割額40万円の10％の4万円が上限

①＋②＋③＝4万5000円

⇒所得税と住民税合わせて、5000円を超える額を全額控除

※控除対象額は、寄付者の家族構成や給与収入額等で一人ひとり異なります。

①科学の魅力を実感し、科学への子どもの関心を高める「チャレンジ・サイエンス」など、子どもたちへの教育サポート事業

②先人達が築き、守り続けてきた有明海や人々を魅了してやまない掘割を中心とした水辺景観、田園風景、まちのたたずまいなど、景観を保全する掘割や自然環境の保全サポート事業

③今も息づく伝統文化を守るため、北原白秋生家や旧戸島家住宅など文化財の保全や各種保存会などへの活動支援などを行う歴史・文化サポート事業

④「お元気ですか？　お母さん」高齢者サポート事業

⑤有明海や筑後平野を生かした柳川産農水産物のブランド化推進、商工業の活性化、道の駅建設など産業活性化サポート事業

■寄付の申し込みは「ふるさと柳川応援サイト」で

市のホームページにある「ふるさと柳川応援サイト」で寄付申出書をダウンロード。寄付申出書に必要事項を記入のうえ、郵送、電子メール、ファクスで柳川市役所税務課ふるさと寄付金担当までお送りください。また、電子申請でも寄付の申し出ができます。寄付申出書は連絡いただければこちらからお送りします。

納付書か郵便振込、現金書留、口座振込のいずれかの振込方法を選ぶことができます。直接、市役所窓口へお持ちいただくこともできます。

①納付書　市から納付書を送りますので、市の指定金融機関で振り込んでください。指定以外の金融機関では手数料がかかる場合があります。

②郵便振込　市から払込取扱票を送りますので、ゆうちょ銀行で振り込んでください。手数料はかかりません。

③現金書留　現金書留を寄付申出書といっしょに郵送してください。ただし、郵送料は寄付者の負担です。

④口座振込　市から口座番号を郵送でお知らせします。振込手数料は寄付者の負担です。

※電話など郵送以外では、入金口座の口座番号は案内しません。くれぐれも詐欺行為にはお気をつけください。

申し込みは、市税務課（〒832-8601（住所不要）、電子メールfurusato-ouen@city.yanagawa.lg.jp）へ。問い合わせは、市企画課広報広聴係（柳川庁舎☎73・8111内線347）まで。